

男女共同参画委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細則について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、会員が共に性別に拠らず、個人として能力を発揮できるリハビリテーション医学・医療・マネジメント領域での男女共同参画の推進を目的に次の業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進方策の企画、立案および実施
- (2) 男女共同参画の現状調査と分析
- (3) 男女共同参画に関する情報発信
- (4) 男女共同参画の啓発活動
- (5) その他、本委員会が必要とする業務

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 1 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 2 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 3 本委員会の議長は、委員長または副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事もしくは担当理事が指名した委員とする。
- 4 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 5 議事は、出席委員の過半数により決し可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 6 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長および副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- 7 学術集会での本委員会企画ならびにその他企画に際し、理事会の承認を得て、委員の業務を補佐する『特別委員』を置くことができる。特別委員の任期は、別に定める。
- 8 男女いずれか一方の委員（特別委員は除く）の数は、委員の総数の10分の3未満とならないよう努めるものとする。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成27年3月14日より施行する。

平成29年4月1日より施行する。

平成30年6月27日より施行する。

令和5年3月18日より施行する。